

改 正 後	改 正 前
令和4年9月5日 制定（国空無機第193915号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号） 令和6年3月13日 改正（国空無機第233628号） 令和7年1月29日 改正（国空無機第84692号） <u>令和7年12月9日 改正（国空無機第287750号）</u>	令和4年9月5日 制定（国空無機第193915号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号） 令和6年3月13日 改正（国空無機第233628号） 令和7年1月29日 改正（国空無機第84692号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
登録講習機関の登録等に関する取扱要領	登録講習機関の登録等に関する取扱要領
1. (略)	1. (略)
2. 登録講習機関の登録（法第132条の69関係） (1)～(3) (略) (4) 添付書類は、次のとおりとする。 ①・② (略) ③ 施設及び設備の概要書（様式2） 登録講習機関は、法第132条の70第1項の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の名称、数、性能及び所在の場所等について様式2に従って記載すること。なお、数については、登録申請者が申請時に確保している施設及び設備の全数ではなく、無人航空機講習を実施するために確保する数を記載すること。 また、当該施設及び設備を用いて無人航空機講習を行うことを証する書類を添付すること。（様式2「5. 添付書類」をいう。） ※1 施設及び設備については、「登録講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」（令和4年国土交通省告示第951号。以下「告示」という。） <u>別表第三</u> に定める。 ※2 常設のものだけでなく、出張講習等臨時的に行われる講習において使用されるものも含むこと。 ④～⑥ (略) ⑦ 修了審査用無人航空機の仕様要件又は機体認証書等 ※1 修了審査用無人航空機を借用している場合は、賃貸借契約書等の写しを添付するものとする。 ※2 修了審査用無人航空機の仕様要件は告示 <u>別表第三</u> に定める。 ⑧ 修了審査用空域図 ※1 修了審査用空域図の基準は告示 <u>別表第三</u> に定める。	2. 登録講習機関の登録（法第132条の69関係） (1)～(3) (略) (4) 添付書類は、次のとおりとする。 ①・② (略) ③ 施設及び設備の概要書（様式2） 登録講習機関は、法第132条の70第1項の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の名称、数、性能及び所在の場所等について様式2に従って記載すること。なお、数については、登録申請者が申請時に確保している施設及び設備の全数ではなく、無人航空機講習を実施するために確保する数を記載すること。 また、当該施設及び設備を用いて無人航空機講習を行うことを証する書類を添付すること。（様式2「5. 添付書類」をいう。） ※1 施設及び設備については、「登録講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」（令和4年国土交通省告示第951号。以下「告示」という。） <u>別表第二</u> に定める。 ※2 常設のものだけでなく、出張講習等臨時的に行われる講習において使用されるものも含むこと。 ④～⑥ (略) ⑦ 修了審査用無人航空機の仕様要件又は機体認証書等 ※1 修了審査用無人航空機を借用している場合は、賃貸借契約書等の写しを添付するものとする。 ※2 修了審査用無人航空機の仕様要件は告示 <u>別表第二</u> に定める。 ⑧ 修了審査用空域図 ※1 修了審査用空域図の基準は告示 <u>別表第二</u> に定める。

改 正 後		改 正 前	
<p>※2 図面だけでなく地上から撮影した写真（修了審査用空域を枠で囲むこと）も添付すること。</p> <p>※3 告示に定められた修了審査用空域図の基準を満たしていることが明確に分かるように、空域の場所及び大きさ等を図示すること。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(略)</p>		<p>※2 図面だけでなく地上から撮影した写真（修了審査用空域を枠で囲むこと）も添付すること。</p> <p>※3 告示に定められた修了審査用空域図の基準を満たしていることが明確に分かるように、空域の場所及び大きさ等を図示すること。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(略)</p>	
<p>(5) 登録申請の審査</p> <p>国土交通大臣は、登録講習機関の登録申請があったときは、法第132条の70第1項及び第2項の登録の要件等への適合性について審査するものとする。</p>		<p>(5) 登録申請の審査</p> <p>国土交通大臣は、登録講習機関の登録申請があったときは、法第132条の70第1項及び第2項の登録の要件等への適合性について審査するものとする。</p>	
審査事項	審査の内容	審査事項	審査の内容
登録申請者	(略)	登録申請者	(略)
施設及び設備	<p>イ. 法第132条の70の表の中欄に規定する施設及び設備を有していること及びそれらが告示別表第三に定める基準に適合していることを、施設及び設備の概要書、不動産登記簿謄本、土地建物賃貸借契約書等により審査する。</p> <p>ただし、主たる事務所以外の事務所で行う講習であって、通常、地域住民に開放されている地方公共団体が管理する施設又は組合員のために使用が認められている施設等を使用するときは、この限りでない。（この場合、借用方法が分かる資料（使用する施設のホームページの画面を添付することも可）、料金形態、使用実績がある領収書等を添付すること）</p> <p>ロ. 講義室が講義を行うのに適當な広さであること、また講義室及びその周辺の環境が教育を行うのに適したものであることを施設及び設備の概要書、建物の見取図、写真等により審査する。なお、オンラインによる講義も可とする。</p> <p>（告示別表第四）</p> <p>ハ. 実習用空域が適切であることを、施設及び設備の概要書並びに実習用空域図及びその写真により審査する。</p> <p>ニ. 修了審査用無人航空機が、告示別表第三で定める基準に適合していることを、施設及び</p>	<p>イ. 法第132条の70の表の中欄に規定する施設及び設備を有していること及びそれらが告示別表第二に定める基準に適合していることを、施設及び設備の概要書、不動産登記簿謄本、土地建物賃貸借契約書等により審査する。</p> <p>ただし、主たる事務所以外の事務所で行う講習であって、通常、地域住民に開放されている地方公共団体が管理する施設又は組合員のために使用が認められている施設等を使用するときは、この限りでない。（この場合、借用方法が分かる資料（使用する施設のホームページの画面を添付することも可）、料金形態、使用実績がある領収書等を添付すること）</p> <p>ロ. 講義室が講義を行うのに適當な広さであること、また講義室及びその周辺の環境が教育を行うのに適したものであることを施設及び設備の概要書、建物の見取図、写真等により審査する。なお、オンラインによる講義も可とする。</p> <p>（告示別表第三）</p> <p>ハ. 実習用空域が適切であることを、施設及び設備の概要書並びに実習用空域図及びその写真により審査する。</p> <p>ニ. 修了審査用無人航空機が、告示別表第二で定める基準に適合していることを、施設及び</p>	

改 正 後		改 正 前	
	設備の概要書及び機体認証書等により審査する。 <u>ホ. 技能証明書返納証明書の交付を受けた者</u> <u>(直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。) であって、航空法施行規則</u> <u>(昭和27年運輸省令第56号) 第236条の54第1項及び第2項の規定により、学科試験及び実地試験の免除を受けようとするものに係る課程</u> (以下「技能証明書返納証明書交付者に係る課程」という。) を設ける場合であって、かつ、当該課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合は、当該操縦シミュレーターが告示別表第5で定める基準に適合していることを審査する。		設備の概要書及び機体認証書等により審査する。 <u>(新設)</u>
講師	(略)	講師	(略)
(6) (略)		(6) (略)	
3. (略)		3. (略)	
4. 無人航空機講習事務規程の届出 (法第132条の74関係)		4. 無人航空機講習事務規程の届出 (法第132条の74関係)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 添付書類は、次のとおりとする。		(2) 添付書類は、次のとおりとする。	
①事務規程		①事務規程	
②管理者一覧表		②管理者一覧表	
※管理者一覧表は、氏名、生年月日、専任又は兼任 (講師又は修了審査員との兼任) の別が記載されていること。		※管理者一覧表は、氏名、生年月日、専任又は兼任 (講師又は修了審査員との兼任) の別が記載されていること。	
③管理者の履歴書及び本籍の記載のある住民票の写し又はマイナンバーカード等の本人確認書類として認定できるもの		③管理者の履歴書及び本籍の記載のある住民票の写し又はマイナンバーカード等の本人確認書類として認定できるもの	
④管理者が省令第6条第2号ロの規定に該当しないことの本人からの申立書		④管理者が省令第6条第2号ロの規定に該当しないことの本人からの申立書	
⑤管理者、副管理者 (管理者の業務の補助又は代理を行う者。)、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類		⑤管理者、副管理者 (管理者の業務の補助又は代理を行う者。)、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類	
⑥技能証明書返納証明書交付者に係る課程の学科講習修了時に行う修了確認試験を受けることのできる者の要件及び当該修了確認試験の実施方法等を定めた修了確認試験実施要領 (技能証明書返納証明書交付者に係る課程を設ける場合に限る。)		⑥修了審査を受けることのできる者の要件及び修了の要件を記載した書類 <u>⑦修了審査の実施方法等を定めた修了審査実施要領</u> <u>⑧管理者及び講師 (修了審査員を含む。) に対する研修指導要領</u> ※ 告示別表第四の「登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基	
⑦修了審査を受けることのできる者の要件及び修了の要件を記載した書類			
⑧修了審査の実施方法等を定めた修了審査実施要領			
⑨管理者及び講師 (修了審査員を含む。) に対する研修指導要領			

改 正 後	改 正 前																
<p>※告示別表第六の「登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準」及び別表第七の「講師に対する研修の内容及び方法の基準」に適合する内容及び研修の方法が記載されているもの。また、管理者及び講師の研修受講の記録方法についても記載することとする。</p>	<p>準」及び別表第五の「講師に対する研修の内容及び方法の基準」に適合する内容及び研修の方法が記載されているもの。また、管理者及び講師の研修受講の記録方法についても記載することとする。</p>																
<p>⑩実地講習実施計画書</p> <p>※講習の日程、講習会場、講習を受ける者の定員及び同時に講習を受ける者の人数が記載されているものについて、当初の四半期について作成するものとし、その後についても四半期毎に作成すること。なお、事務規程が受理された後に当初の四半期の計画を変更又はその後の四半期毎の実地講習実施計画書を作成した場合の提出は不要とし、登録講習機関で適切に保管することとする。</p>	<p>⑨実地講習実施計画書</p> <p>※講習の日程、講習会場、講習を受ける者の定員及び同時に講習を受ける者の人数が記載されているものについて、当初の四半期について作成するものとし、その後についても四半期毎に作成すること。なお、事務規程が受理された後に当初の四半期の計画を変更又はその後の四半期毎の実地講習実施計画書を作成した場合の提出は不要とし、登録講習機関で適切に保管することとする。</p>																
<p>⑪講習に必要な書籍一覧表</p> <p>※事務所における講習の区分及び学科講習・実地講習の別に、講習に使用する書籍名及び著者が記載されていること。</p>	<p>⑩講習に必要な書籍一覧表</p> <p>※事務所における講習の区分及び学科講習・実地講習の別に、講習に使用する書籍名及び著者が記載されていること。</p>																
<p>⑫緊急時の連絡体制図</p> <p>※緊急時における連絡責任者（管理者又は連絡員）及び連絡経路が記載され、各者の電話番号が明記されていること。（国土交通省航空局、消防等の外部機関との連絡経路も含む。）</p>	<p>⑪緊急時の連絡体制図</p> <p>※緊急時における連絡責任者（管理者又は連絡員）及び連絡経路が記載され、各者の電話番号が明記されていること。（国土交通省航空局、消防等の外部機関との連絡経路も含む。）</p>																
<p>5. ~12. (略)</p> <p>13. 登録講習機関に対する監督等</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 講習事務の実施状況に係る定期的な確認</p> <p>省令第6条第6号の規定に基づき、無人航空機講習事務が適切に行われていることについて、定期的（少なくとも1年に1回。ただし、受講者の成績に関する記録は除く。）に下表の事項について確認し、記録するものとする。</p>	<p>5. ~12. (略)</p> <p>13. 登録講習機関に対する監督等</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 講習事務の実施状況に係る定期的な確認</p> <p>省令第6条第6号の規定に基づき、無人航空機講習事務が適切に行われていることについて、定期的（少なくとも1年に1回。ただし、受講者の成績に関する記録は除く。）に下表の事項について確認し、記録するものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="74 1105 377 1144">確認事項</th><th data-bbox="377 1105 1118 1144">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="74 1144 377 1264">実地講習を行うため必要な施設及び設備</td><td data-bbox="377 1144 1118 1264">告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="74 1264 377 1383">修了審査に用いる施設及び設備</td><td data-bbox="377 1264 1118 1383">告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="74 1383 377 1476">講習に必要な書籍その他の教材</td><td data-bbox="377 1383 1118 1476">告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> </tbody> </table>	確認事項	内容	実地講習を行うため必要な施設及び設備	告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。	修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。	講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1118 1105 1376 1144">確認事項</th><th data-bbox="1376 1105 2171 1144">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1118 1144 1376 1264">実地講習を行うため必要な施設及び設備</td><td data-bbox="1376 1144 2171 1264">告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1118 1264 1376 1383">修了審査に用いる施設及び設備</td><td data-bbox="1376 1264 2171 1383">告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1118 1383 1376 1476">講習に必要な書籍その他の教材</td><td data-bbox="1376 1383 2171 1476">告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</td></tr> </tbody> </table>	確認事項	内容	実地講習を行うため必要な施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。	修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。	講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。
確認事項	内容																
実地講習を行うため必要な施設及び設備	告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																
修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第三に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																
講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																
確認事項	内容																
実地講習を行うため必要な施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																
修了審査に用いる施設及び設備	告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																
講習に必要な書籍その他の教材	告示別表第一に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。																

「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
	<p><u>また、技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して3年を経過しない者に限る。）に対して行う無人航空機講習については、告示別表第二に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録すること。</u></p>				
講師	(略)		講師	(略)	
修了審査員	(略)		修了審査員	(略)	
受講者の成績	(略)		受講者の成績	(略)	
(8)・(9)	(略)		(8)・(9)	(略)	

附 則（令和7年12月9日 国空無機第287750号）

（施行期日）

この要領は、令和7年12月9日から施行する。